

処 分 の 概 要	臨時運行の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	道路運送車両法 第34条第2項
法令(例規)番号	昭和26年法律第185号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 戸籍年金担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(臨時運行の許可)</p> <p>第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。</p> <p>2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。 (許可基準等)</p> <p>第35条 前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。</p> <p>2 臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。</p> <p>3 前項の有効期間は、5日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>4 行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。</p> <p>5 前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第2項の有効期間を記載しなければならない。</p> <p>6 臨時運行の許可を受けた者は、第2項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。</p> <p>自動車の臨時運行の許可細則による。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

備	考
---	---

処 分 の 概 要	火葬場の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌・津別広域事務組合火葬場設置及び管理に関する条例 第3条
法令(例規)番号	平成3年条例第14号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	美幌・津別広域事務組合
審 査 基 準 の 内 容	<p>第3条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【美幌・津別広域事務組合火葬場管理規程】</p> <p>第2条 管理者は、条例第3条第1項に定める許可をしたときは、火葬場使用許可証を、次の区分により交付しなければならない。</p> <p>(1) 死体の火葬 様式第1号</p> <p>(2) 死胎等の火葬 様式第2号</p> <p>(3) 胞衣汚物の焼却 様式第3号</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	火葬場使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌・津別広域事務組合火葬場設置及び管理に関する条例 第5条
法令(例規)番号	平成3年条例第14号
標 準 処 理 期 間	総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 1 日
所 管 部 署 名	美幌・津別広域事務組合
審 査 基 準 の 内 容	(火葬場使用料の減免) 第5条 管理者は、貧困のため使用料を納付することができないと認めた場合はその使用料を減額し又は免除することができる。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	火葬場使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌・津別広域事務組合火葬場設置及び管理に関する条例 第6条
法令(例規)番号	平成3年条例第14号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	美幌・津別広域事務組合
審 査 基 準 の 内 容	<p>第6条 既納の使用料は、管理者において特別な理由があると認める場合のほか返還しない。</p> <p>【美幌・津別広域事務組合火葬場管理規程】</p> <p>第5条 条例第6条の規定により、使用料の還付を行う場合の特別な理由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由により、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 公益上、又は火葬場の管理運営上やむを得ない事由が生じたことにより、使用を取り消したとき。</p> <p>(3) 管理者が相当の事由があると認めたとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	一般廃棄物処理業の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項及び第7条第6項
法令(例規)番号	昭和45年法律第137号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p> <p>6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	一般廃棄物の処理手数料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条第4項
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(一般廃棄物の処理手数料等)</p> <p>第18条 4 町長は、災害その他の特別な事情があると認めるときは、第1項の手数料又は費用の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>【美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則】</p> <p>第5条 3 条例第18条の規定により、次に掲げる一般廃棄物については、手数料の全額を免除することができる。 (1) 災害時に当該災害を原因として生ずるもの (2) ボランティア活動として行う地域の清掃活動又は美化活動による生ずるもの (3) 前2号に掲げるもののほか町長が特に認めたもの</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>浄化槽清掃業の許可</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>浄化槽法 第35条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和58年法律第43号</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 環境衛生担当</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年</p>

	<p>を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない 未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにかからりまでのいずれかに該当する者がある もの</p> <p>環境省令で定める技術上の基準とは次のとおり。</p> <p>【環境省関係浄化槽法施行規則】 (浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)</p> <p>第11条 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。</p> <p>(2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。</p> <p>(3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。</p> <p>(4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	犬の鑑札の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	狂犬病予防法 第4条第2項
法令(例規)番号	昭和25年法律第247号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	犬の注射済票の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	狂犬病予防法 第5条第2項
法令(例規)番号	昭和25年法律第247号
標 準 処 理 期 間	総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 1 日
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	(予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 審査基準の未設定理由 ア: 審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	犬の鑑札の再交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	狂犬病予防法施行令 第1条の2
法令(例規)番号	昭和28年政令第236号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(鑑札の再交付)</p> <p>第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	犬の注射済票の再交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	狂犬病予防法施行令 第3条
法令(例規)番号	昭和28年政令第236号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(注射済票の再交付)</p> <p>第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があったときは、注射済票を交付しなければならない。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	埋葬、火葬又は改葬の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項
法令(例規)番号	昭和23年法律第48号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	墓園等の使用許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町墓園等条例 第4条
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第31号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 墓園等を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、前項の許可をする場合において墓園等の管理上必要があると認め たときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 墓園等を使用しようとする者は、本町に住所を有する者でなければなら ない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、本町以外に住所 を有する者に対しても使用を許可することができる。</p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第6条 前条ただし書の規定により使用許可を受けた者又は使用許可を受けた 後本町以外に居住することとなった者は、この条例及びこれに基づく規定に 定める一切の事項を処理させるために、町内居住者を代理人に選定し、町長 に届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>【美幌町墓園等条例施行規則】</p> <p>(許可証及び再交付)</p> <p>第3条 町長は、墓園等の使用を許可したときは、墓園等使用許可証(以下「許 可証」という。)(様式第2号)を交付する。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	墓園等の権利の移転
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町墓園等条例 第10条第1項
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第31号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(権利の移転)</p> <p>第10条 墓園等の使用権者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、この権利を移転することができない。ただし、同一の墓園等内で他の者と交換しようとするときはこの限りでない。</p> <p>(1) 相続人に継承するとき(相続人のいないときは、町長の許可を受けた親族又は縁故者)</p> <p>(2) 使用権者より親族に譲渡するとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	墓園等の管理料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町墓園等条例 第14条
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第31号
標 準 処 理 期 間	総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 5 日
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	(管理料の減免) 第14条 生活保護法による保護を受けている者又は町長が特に必要と認めた者については、本人からの申請により管理料を減免することができる。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	墓園等の工事手続きの承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町墓園等条例施行規則 第8条第1項
法令(例規)番号	昭和56年美幌町規則第17号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 5 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 5 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 環境衛生担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(墓碑等の規制)</p> <p>第9条 使用権者は、墓碑等を建設、改築又は樹木を植栽する場合は、町長が別に定める基準に従わなければならない。</p> <p>別紙参照</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

墓 園 等 使 用 基 準

(墓 所 内 工 事 に 関 す る 基 準)

美幌町墓園等条例施行規則（昭和56年規則第17号）第9条に規定する墓碑等の建設、改築又は樹木を植栽する場合の基準は次のとおりとする。

1. 墓碑、碑石類及び樹木の高さは次の制限を越えてはならない。

墓碑、墓石、形象類	樹 木	測 定 基 準 点
2. 7 m	1. 0 m	前面通路縁石最高上部面。 ただし、縁石のない道路については、全面道路の中央路面高とする。 なお、全面道路が未整備の場合は、整備後の中央路面高とする。

2. 樹木は主として灌木類とし、根・幹・枝葉等は常に整枝整形し、道路又は隣接地にはみ出さないようにしなければならない。
3. 墓碑の正面は道路と平行して設置しなければならない。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。
4. 墓碑等の建立にあたっては、施設の最外周が背部境界線並びに隣接境界線から1.4m以上間隔が空くように設置しなければならない。
5. 基礎設備は、コンクリート又は石像等の永久工作物とする。
6. 囲障設備の材料は、コンクリート・石、その他町長が適当と認めたものとする。
7. 墓碑等の維持管理上必要な場合で、その内容が適当と町長が認めたときは、区域外に工作物等を設置することができる。

この基準は、平成6年5月2日から適用する。

この基準は、平成18年11月1日から適用する。

処 分 の 概 要	被保険者証の交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第9条第2項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(被保険者)</p> <p>第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としなない。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>(3)の2 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(4) 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。</p> <p>(5) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。</p> <p>(6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者</p> <p>(7) 国民健康保険組合の被保険者</p> <p>(8) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期)</p> <p>第7条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、そ</p>

	<p>の資格を取得する。</p> <p>法第6条第8号中「厚生労働省令で定めるもの」については本法施行規則1による。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	被保険者証の再交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第7条
法令(例規)番号	昭和33年厚生省令第53号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、よごし、又は失ったときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p> <p>(3) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 被保険者証を破り、又はよごした場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、ただちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	特別療養費の支給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第54条の3第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
標 準 処 理 期 間	総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 20 日
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	(特別療養費) 第54条の3 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被 保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医 療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主又は 組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。 審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	10日締、月末払

処 分 の 概 要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第44条第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第44条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 一部負担金を減額すること。</p> <p>(2) 一部負担金の支払を免除すること。</p> <p>(3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>移送費の支給</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>国民健康保険法 第54条の4第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和33年法律第192号</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p> </p> <p> 經由機関 日</p> <p> </p> <p> 協議機関 日</p> <p> </p> <p> 処分機関 20 日</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 医療給付担当</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>(移送費)</p> <p>第54条の4 保険者は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p> </p> <p> 厚生労働省の定めるところとは次のとおり。</p> <p> 【国民健康保険法施行規則】</p> <p> (移送費の支給要件)</p> <p> 第27条の10 保険者は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p> <p> (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。</p> <p> (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。</p> <p> (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。</p> <p> </p> <p> (移送費の支給申請)</p> <p> 第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p> (1) 移送を受けた被保険者の氏名、性別及び生年月日</p> <p> (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日</p> <p> (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日</p> <p> (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所</p> <p> (5) 移送に要した費用の額</p> <p> (6) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第五号の事実を証する書類を添付しなければならない。</p>

	<p>(1) 移送を必要と認めた理由（付添いがあったときは、併せてその付添いを必要と認めた理由）</p> <p>(2) 移送経路、移送方法及び移送年月日</p> <p>3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	<p>10日締、月末払</p>

注 各欄は、様式第1号と一致させること。

処 分 の 概 要	療養費の支給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第54条第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p> 經由機関 日</p> <p> 協議機関 日</p> <p> 処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(療養費)</p> <p>第54条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	10日締、月末払

処 分 の 概 要	高額療養費の支給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法 第57条の2第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第192号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 18 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 18 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(高額療養費)</p> <p>第57条の2 保険者は、被保険者の療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p> <p>「国民健康保険法施行令第29条の2から第29条の4までの規定」による。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	12日締、月末払

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和33年厚生省令第53号</p>
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 環境生活グループ 医療給付担当</p>
<p>審 査 基 準 の 内 容</p>	<p>(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3 健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の規定による保険者の認定(第27条の14の2及び第27条の14の4に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した標準負担額減額認定申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>(2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間</p> <p>(3) 令第29条の3第1項第3号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第2号において「減額認定世帯員」という。)のすべてが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者である旨</p> <p>(4) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は、様式第1号の6による標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>3 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、減額認定証を保険者に返還しなければならない。</p> <p>(1) 老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき。</p> <p>(2) 減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号に定める者でなくなつたとき。</p> <p>(3) 減額認定証の有効期限に至つたとき。</p> <p>4 第7条の2(第2項、第3項及び第5項ただし書を除く。)の規定は、減額認定証の検認及び更新について準用する。</p>

	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	減額認定証の再交付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項
法令(例規)番号	昭和33年厚生省令第53号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)</p> <p>第26条の3</p> <p>5 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	特定疾病の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	国民健康保険法施行令 第29条の2第5項
法令(例規)番号	昭和33年政令第362号
標 準 処 理 期 間	総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 1 日
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	第29条の2 5 被保険者が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。 省令第27条の13第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病に係る保険者の認定) 第27条の13 政令第29条の2第5項の規定による保険者の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第5項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者証の記号番号 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 健康保険法施行令第41条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)参照
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの

	ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処分の概要	標準負担額減額の特例
法令(例規)名及び根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の5第1項
法令(例規)番号	昭和33年厚生省令第53号
標準処理期間	<p>総日数 1日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1日</p>
所管部署名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審査基準の内容	<p>(食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第26条の5 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日</p> <p>(2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地</p> <p>(3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額</p> <p>(4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間</p> <p>(5) 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつた理由</p> <p>(6) 被保険者証の記号番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>省令第26条の5第1項中「減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるとき」については</p> <p>1 住民税の非課税認定が遅延し減額認定証が発行できない場合</p> <p>2 制度の存在を知らなかつた場合</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

備	考
---	---

処 分 の 概 要	出産育児一時金の支給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町国民健康保険条例 第7条第1項
法令(例規)番号	昭和34年条例第12号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第7条第1項ただし書の「町長が必要と認めるとき」は、美幌町国民健康保険に関する規則の規定による。</p> <p>【美幌町国民健康保険給付規則】</p> <p>第3条 被保険者が、条例第7条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、出産育児一時金申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前項の申請が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書きの規定による出産であると認められるときは、出産育児一時金に3万円を加算する。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

備 考	10日締、月末払
--------	----------

処 分 の 概 要	葬祭費の支給
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町国民健康保険条例 第8条第1項
法令(例規)番号	昭和34年条例第12号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 1 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 1 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(葬祭費)</p> <p>第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として30,000円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法 船員保険法、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	後期高齢者医療延滞金の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項
法令(例規)番号	平成20年条例第12号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 一 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 環境生活グループ 医療給付担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 町長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>①：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	